

令和8年度大木町水田農業推進協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本町は、筑後平野のほぼ中央に位置し、全耕地面積に占める水田の割合は99%、基盤整備率は72%と整備が進んでいる地域である。

農業の中心は土地利用型農業であるが、いちごやアスパラガス等の施設園芸も盛んであり、県下有数の産地となっている。

施設園芸においては、新規就農者が増えているものの、全体的には農家の高齢化による農家戸数・作付面積の減少や担い手の減少がみられ、主体である土地利用型農業のより一層の生産性の向上が課題となっている。特に麦・大豆に関しては気象の影響等もあり年次による収量変動が顕著であることから、連作障害対策や雑草対策を行うなど、単収の向上対策による、安定した収量確保が喫緊の課題である。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

当協議会管内は、土地利用型農業者の高齢化が進行しており、農家の減少や労働力不足により、農地の維持管理が年々困難になっている状況にある。そのため、水稻・大豆の裏作作付率は高い水準を維持できているものの、自己保全管理水田が増加傾向にある。

一方では高収益作物（施設園芸作物）による新規就農者が増加しており、特にいちごでの新規就農者が大部分を占める。

農事組合長会、営農組合連絡協議会等を通して施設園芸作物を含めた複合経営の推進とともに転作作物（飼料用米・米粉用米・大豆等）への作付誘導を行い、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色ある魅力的な商品の生産を目指す。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

当協議会管内では昭和54年～平成14年にかけて受益面積722ha規模の土地改良事業を行っており、全域で水田農業が盛んに営まれている。

しかし近年、担い手からは従来の土地利用型農業のみを行っていくのには限界があるとの声がある。また、交付金の交付対象水田についても、令和4年～令和8年までの5年間のうちに一度も水張り（水稻の作付）もしくは連作障害を回避する取組みが行われない農地は令和9年度以降交付対象としないとの方針が決定しているため、3～5カ年の営農計画書データを活用し、水稻（水張り）もしくは連作障害を回避する取組みを行わない作付体系が数年以上定着し、畑作物のみを生産し続けている水田がないか、今後も水稻作に活用される見込みがないか等の確認を行い、集落点検（地域検討会）を実施していく。

管内全域で土地改良事業を行っているため長期的な協議が必要だが、需給動向、農地の集積・集約化、地域の実情を総合的に分析し畑地化の取組みを行う。

4 作物ごとの取組方針等

（1）主食用米

実需者の需要やニーズに合った「望まれる米づくり」を基本にヒノヒカリ偏重の現状の品種構成から、ツクシホマレの作付拡大など、地域の実情に即した品種構成へ転換しながら作付維持と安定生産を図る。

(2) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米の需給動向を見ながら地域の実情により飼料用米の作付推進を図る。

イ 米粉用米

主食用米の需給動向を見ながら地域の実情により米粉用米の作付維持を図る。

ウ WCS 用稲

主食用米の需給動向を見ながら地域の実情によりWCS用稲の作付推進を図る。

(3) 麦、大豆、飼料作物

麦・大豆の生産は、近年、連作障害や低収量等により作付面積が減少傾向にあるため、今後は、生産性の向上および生産体制の強化に向けて、生産拡大と需要に対応した高品質安定生産に取り組む。

麦については、湿害を回避するための排水対策の実施、機械導入による省力化を進めていく。また、産地交付金において、タンパク質含有量の向上のための追肥の実施に対して継続して支援を行うとともに、作付拡大を支援し、作付面積拡大を図っていく。

大豆については、湿害を回避するための排水対策の実施、機械導入による省力化、ブロックローテーションによる連作障害の回避を進めていく。また、産地交付金において、大豆連作障害防止の取り組みに対して支援を行い、作付面積拡大を図っていく。

(4) なたね

産地交付金において作付支援を行いながら、現在の栽培面積の拡大と、適期作業の徹底による単収向上に取り組む。

(5) 地力増進作物（ヘアリーベッチ）

地力回復、連作障害防止を目的とした作物として位置づけし、ほ場における作物の安定的な収量の確保を図る。

(6) 高収益作物

施設野菜は、米に変わりうる収益性の高い作物であることから、簡易な施設整備による生産の安定や品質の向上による取り組みを推進し、産地交付金において作付支援をおこないつながら、複合経営による農家経営の安定を目指す。

特に、いちご・アスパラガス等はICT技術を活用した環境制御システムを導入し、省力化を目指す。

その他野菜についても、産地交付金を活用して、作付面積の維持拡大を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	524.9	0	542.6		495.5	0
飼料用米	8.8	0	4.7		43	0
米粉用米	0.3	0	0.3		0.3	0
WCS用稲	15.2	0	16.05		19.0	0
麦	546.4	503.2	536.7	57.591	563.9	535.4
大豆	125.3	0	130.3		170	0
なたね	1.8	1.8	2.09		6.2	5.2
地力増進作物	0	0			0	0
高収益作物	41.5	0			51.8	0
・野菜	39.9	0	34.4		49.7	0
・花き・花木	1.1	0	1.1		1.7	0
・果樹	0.5	0	0.9		0.4	0
・その他の高収益作物						
その他	0.8	0			1.1	0
・い草	0.6	0	0.6		1.1	0
畑地化	5	0	2.9		6.8	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1・2	大豆	大豆加算 （連作障害防止対策） （基幹・二毛作）	取組面積	（令和7年度） 89.5ha	（令和8年度） 165ha
3・4	麦	麦追肥加算 （基幹・二毛作）	取組面積	471.2ha	520ha
5	麦	麦作付助成 （二毛作）	作付面積 二毛作率	501.2ha 92%	530ha 95%
6	飼料用米	耕畜連携（わら利用） 助成（耕畜連携）	取組面積	0ha	30ha
7	WCS用稲	耕畜連携（資源循環） 助成（耕畜連携）	取組面積	15.2ha	20ha
8	いちご・アスパラガス なす・青ねぎ	振興作物助成 （基幹）	取組面積	10.4ha	42ha
9	野菜・花き・い草	一般作物助成 （基幹）	作付面積	2.2ha	10.7ha
10	なたね	なたね作付助成 （基幹）	作付面積	0ha	1ha
11	なたね	なたね作付助成 （二毛作）	作付面積	1.8ha	5.2ha
12・13	なたね	なたね加算 （連作障害防止対策） （基幹・二毛作）	作付面積	1.8ha	5.0ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:福岡県

協議会名:大木町水田農業推進協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	大豆加算(連作障害防止対策) (基幹)	1	3,000	大豆	連作障害防止のため、令和7年度に大豆を作付していないほ場または、土壌改良剤を施用したほ場に対して支援
2	大豆加算(連作障害防止対策) (二毛作)	2	3,000	大豆	連作障害防止のため、令和7年度に大豆を作付していないほ場または、土壌改良剤を施用したほ場に対して支援 二毛作については、作付面積に応じて支援
3	麦追肥加算 (基幹)	1	2,000	麦	麦の品質向上を図るため、排水対策及び追肥施用の取り組みに対して支援
4	麦追肥加算 (二毛作)	2	2,000	麦	麦の品質向上を図るため、排水対策及び追肥施用の取り組みに対して支援。また二毛作については、基幹作として主食用米、戦略作物との組み合わせに対して支援
5	麦作付助成 (二毛作)	2	5,000	麦	麦(二毛作)の作付、基幹作として主食用米、戦略作物との組み合わせに対して支援
6	耕畜連携助成 (わら利用)	3	13,000	飼料用米	連携の相手方となる者との間に利用供給協定書を締結。 飼料用米の作付とほ場から生産された稲わらの利用に対して支援
7	耕畜連携助成 (資源循環)	3	13,000	WCS用稲	連携の相手方となる者との間に利用供給協定書を締結。 WCS用稲の作付と、畜産農家より供給を受けた家畜由来の堆肥をWCS用稲の作付水田に施用する取り組みに対して支援
8	振興作物助成 (基幹)	1	5,000	いちご・アスパラガス・なす・青ねぎ	実栽培面積に応じて支援
9	一般作物助成 (基幹)	1	10,000	野菜、花き、い草	実栽培面積に応じて支援
10	なたね作付助成 (基幹)	1	20,000	なたね	作付面積に応じて支援、排水対策
11	なたね作付助成 (二毛作)	2	15,000	なたね	作付面積に応じて支援、基幹作として主食用米、戦略作物との組み合わせに対して支援
12	なたね加算(連作障害防止対策) (基幹)	1	3,000	なたね	連作障害の防止のため、令和7年度になたねを作付していないほ場または、土壌改良剤を施用したほ場に対して支援
13	なたね加算(連作障害防止対策) (二毛作)	2	3,000	なたね	連作障害の防止のため、令和7年度になたねを作付していないほ場または、土壌改良剤を施用したほ場に対して支援

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。